



消費者トラブルのお困りごとは

消費生活センターにご相談ください!

問い合わせ 防犯くらし交通課 (内線 262)

消費生活センターとは? /

専門相談員が、商品やサービスに関する契約や苦情などの消費者トラブルの対応、被害を救済し、解決に向けてサポートする機関です。一人で悩まずご相談ください。

相談日：午前10時～午後4時 (平日)
(受付は午後3時30分まで) 来庁または電話で

電話：048-433-5724 (直通)

内容：消費生活相談／多重債務相談／家計相談／
消費生活出前講座 ※詳しくはお問い合わせください

— 展示型消費生活展 —

今年は、パネル展示にて悪質商法などの未然防止策や消費生活に役立つ情報発信を行います。ぜひお越しください。

とき

11月16日(月)～20日(金)

ところ

市役所1階 東側ロビー

来場者には、
生活に役立つ啓発品を
配布します
(配布は午前9時～午後5時)

最近多い相談事例を紹介します

インターネットの広告を見てサブリを購入。商品が届いてから数日後、「2回目の商品を発送した」というメールが届いた。慌てて「初回分のみ購入した」と連絡したが、「4回分支払わないと解約できない」と言われた。定期購入とは知らなかった。

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません
- 購入する場合は、広告内容を保存するようにしましょう

今人気のサブリが
初回お試し**300円!**
(定価：9,000円)

飲むだけで
痩せる!

購入はこちらから

契約条件：4回以上の契約が条件。解約は商品発送の10日前までにご連絡ください。総額27,300円(4回分)をお支払い後に解約が可能です。

見落とす可能性があります!

文字を拡大し、

契約条件をよく確認しましょう!

契約条件：4回以上の契約が条件。
解約は商品発送の10日前までにご
連絡ください。総額27,300円(4回
分)をお支払い後に解約が可能です。

※最近の消費生活トラブル事例を市ホームページ
に掲載しています。ご覧ください



公民館育成サークルの文化活動を紹介します

公民館では、公民館育成サークルの皆さんがさまざまな文化活動を行い、年に1度開催される「公民館まつり」で成果を発表しています。今年も市内3つの公民館で11月下旬～12月中旬に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することが決定しました。

そこで今回は、これまで発表したサークル活動の作品を紹介します。

サークル活動の一例



「美笹公民館まつり」での作品展示



「下戸田公民館まつり」での作品展示



「新曽公民館まつり」での作品展示

**サークル
会員
募集中!**

ほかにも多くの団体が魅力的な活動をしています。興味のある方は各公民館へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 美笹公民館 ☎ 421-3024 下戸田公民館 ☎ 443-1021 新曽公民館 ☎ 445-1811



サークル活動紹介